

## 令和5年第2回 飯塚市議会会議録第4号

令和5年3月3日（金曜日） 午前10時00分開議

### ○議事日程

日程第10日 3月3日（金曜日）

### 第1 一般質問

### ○会議に付した事件

議事日程のとおり

### ○議長（秀村長利）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。7番 土居幸則議員に発言を許します。7番 土居幸則議員。

### ○7番（土居幸則）

事前通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は、「飯塚駅周辺地区整備事業について」と「サッカーグラウンドの整備について」の2件をお尋ねしますので、ご答弁のほどよろしく申し上げます。

それでは、まず最初に、「飯塚駅周辺地区整備事業について」、ご質問させていただきます。この事業での最大の目玉は、何といたってもゆめタウン飯塚という大型商業施設だと思います。映画を見るためには、これまではイオンモール直方やトリアス久山といったところまで足を運んでいましたが、この施設のオープンで、エンターテインメントからグルメ、ファッションなど、子どもから大人まで、そして友人や家族と楽しい時間をお過ごしいただけることと思います。もちろん、周辺の菰田・堀池地区活性化の起爆剤となり、飯塚駅や田川バイパス等の交通アクセスを利用し、筑豊圏域からの集客も見込め、今後の発展が楽しみです。建設工事も順調に進み、7月には開業とのことで、今から本当に待ち遠しい限りです。

そこでお尋ねですが、飯塚駅周辺地区整備事業の概要について、教えてください。

### ○議長（秀村長利）

都市建設部長。

### ○都市建設部長（中村洋一）

飯塚駅周辺地区は本市の中心拠点の一つとして位置づけており、平成30年12月に策定された菰田・堀池地区活性化基本方針において、「交通ネットワークを活かした賑わいのある拠点づくり」をコンセプトとして定めております。この基本方針に沿い、さらに方向性の実現に向けた計画として、令和4年3月に飯塚駅周辺地区整備計画を策定し、事業に取り組んでいるところでございます。本計画では、飯塚駅舎を含む自由通路及び飯塚駅の東西駅前広場、飯塚駅周辺地区内の道路、公園についての整備内容を定めており、飯塚駅周辺地区の活性化を図るべく整備を推進していくこととしております。

### ○議長（秀村長利）

7番 土居幸則議員。

○7番（土居幸則）

整備計画の概要、そして、その中身についてはある程度理解できました。

ところで、菰田・堀池地区は飯塚市の中心拠点の一翼を担ってきましたが、高齢化や人口減少によりかつてのにぎわいが失われつつあります。以前は、たくさんの商店が軒を並べ、人と人との触れ合いがあり、人情味あふれるまちだったと思います。

そこで、計画策定に当たり、現在の飯塚駅周辺地区における現状での課題についてですが、どのようなものがありますか。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

飯塚駅周辺地区の現状での課題につきましては、整備計画に示しております次の5つが挙げられます。1つ目は、中心拠点の地区にふさわしい交通基盤の充実。2つ目は、飯塚駅の交通結節点としての機能強化。3つ目は、飯塚駅東西の分断の解消や地域の拠点としてにぎわい空間の創出。4つ目は、共生のまちづくり実現に向けたバリアフリー化。5つ目は、交通ネットワークを活かしたにぎわいのある拠点づくりにおける民間活力の活用となっております。

○議長（秀村長利）

7番 土居幸則議員。

○7番（土居幸則）

それでは、今回の飯塚駅周辺地区整備計画の対象エリアはどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

飯塚駅周辺地区整備計画の範囲は、飯塚市立地適正化計画の居住誘導区域と都市機能誘導区域と、併せて本地区の課題を踏まえ設定しており、飯塚駅を中心に、北は穂波川と遠賀川に挟まれた東町橋東交差点付近、南は国道201号バイパス、東は遠賀川、西は卸売団地までの約163ヘクタールを対象エリアとしております。

○議長（秀村長利）

7番 土居幸則議員。

○7番（土居幸則）

それでは、飯塚駅周辺地区整備計画における具体的な事業について、どのようなものがあるのか、教えてください。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

飯塚駅周辺地区整備計画では、1、旧卸売市場周辺の道路整備事業、2、西町天道線道路改良事業、3、菰田保育所北側の西菰田（（仮称）菰田堀池）公園整備事業、4、旧菰田保育所を含む菰田西公園整備事業、5、自由通路・駅舎を含む飯塚駅前広場整備事業、6、桜ヶ丘踏切改良事業を計画・実施しております。また、計画策定時には検討項目としておりました飯塚駅南側最寄りの踏切である7つ目として城ヶ崎踏切改良につきましては、令和5年度から調査を実施して、JR九州との協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

7番 土居幸則議員。

○7番（土居幸則）

飯塚駅周辺地区整備計画における「交通ネットワークを活かした賑わいのある拠点づくり」において、飯塚駅周辺地区の整備構想が方向性を持って示されておりますが、その中の駅前広場（自由通路・駅舎を含む）についてです。駅舎・自由通路のバリアフリー化とありますが、公共施設でのバリアフリー化は非常に大切なことだと思います。バリアフリーとは、対象者である障がい者を含む高齢者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる障壁を取り除くための施策とありますが、平日の朝夕では通勤・通学に利用する方、これは児童、生徒、学生さんや、会社勤めやお仕事での乗降かと思いますが、実際にこのバリアフリーの設備や施策を必要とされている方の数値的なデータ等があれば、お示してください。

また、バリアフリー化といっても、それぞれの方で支障となる障壁に違いがあると思います。画一的なハード面の整備だけでは補完できない部分もあるかと思いますが、具体的にはどのような設備や構造、イメージを描かれているのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

現在の飯塚駅の自由通路及び駅舎はスロープやエレベーター等の施設が整備されておらず、バリアフリーに全く対応できていない状況となっております。地域や利用者の方からバリアフリー化の要望の声はいただいておりますが、必要とされている方の数値的データは持ち合わせておりません。今回の整備によるバリアフリー化では、広場と駅舎への動線における段差の解消や、エレベーター設置により誰もが利用しやすい自由通路及び駅舎の整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

7番 土居幸則議員。

○7番（土居幸則）

次に、公園整備についてですが、未整備だった公園事業を見直し、これからのまちづくりに対応した公園整備を計画していただき、大変楽しみなのですが、一口で公園と申しましても、ベンチと遊具が数台ほど設置されたこじんまりとしたものから、お花見やキャッチボールができる運動公園的なものまで様々です。また、小さなお子様から高齢者の方まで来園しお楽しみいただくためには、トイレや駐車場の整備も必要になるかと思われませんが、新設される（仮称）菰田堀池公園と改修予定の菰田西公園について、概要等お分かりになる点があれば、お示してください。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

（仮称）菰田堀池公園は、南に菰田保育所があり、西にゆめタウンがオープン予定という立地でもあり、幅広い年齢層、特に幼児にも利用しやすい公園となるように整備を進めております。具体的には、全面芝生敷の中に周回できる通路とトイレを設置するとともに、子どもや障がいに関係なく一緒になって遊ぶことができる遊具を設置いたします。また、より魅力的な公園とするため、立地特性からほかと比べ低年齢の幼児の利用も多いと想定されることから、令和5年度に低年齢幼児を対象とした遊具を設置したいと考えております。

次に、菰田西公園につきましては、令和5年度より測量や隣接する旧菰田保育所解体に向けたアスベスト等調査を開始したいと考えております。この事前調査を終えた後に、設計に着手することになりますので、この設計時において、現在の利用状況や維持管理状況、整備後の維持管理コスト等も考慮して、どのような公園の形態にするのかを具体化してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

7番 土居幸則議員。

○7番（土居幸則）

次に、アクセス道路についてですが、施設整備が整えば、人や物、車両等の移動が活発化し、その量も比例して増加すると思われます。そこで、先般、私の住んでいる堀池自治会の組長会議で、付近交差点の信号機の新設やバイパスと交わる交差点の3車線化等のお知らせがありました。しかしながら、周辺地区では既存の住宅地の間に細かい路地等がたくさんあり、平日の通勤時は抜け道として多くの車両がショートカットして進入して来ます。そこには、通学中の児童生徒の子どもたちも混在するため非常に危険な状態です。また、土日等の休日になると、今後はトライアルやゆめタウンに来られる方と行楽地等に出かけられる方々がバイパスを利用されたりと、相当な交通混雑が予想されるかと思われますが、この問題解決に対しては、本市をはじめ県や警察とはどの程度の協議がなされているのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

飯塚駅周辺地区は、ゆめタウンの開場もあり、今以上の交通量の増加が見込まれるため、これまで警察や福岡県と今後の交通量を想定の上、現状可能で最良な道路とすべく車線区分の変更や横断歩道、信号機の設置など、道路の改良を実施しているところでございます。一方で、既存の路地等における交通規制は、その道路の利用を制限できる反面、利用のしにくさや周辺道路の混雑を招く懸念もありますので、今後の利用状況を踏まえた上で、関係機関と協議しながら必要に応じた対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

7番 土居幸則議員。

○7番（土居幸則）

続いて、地域のにぎわいの創出についてです。沿線鉄道駅との連携とありますが、こういった連携をお考えなのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

飯塚駅周辺地区は、本市の中心拠点の一つで、また、駅や西鉄バス停留所も多く、国道201号飯塚庄内田川バイパスも通る本市の交通結節点の要衝でもあります。駅のバリアフリー化、東西自由通路の整備により、飯塚駅の交通結節点としての機能強化がされることによって、市内外からの飯塚駅周辺地区への往来や経路が活発化し、ひいては地域のにぎわいにつながるものと考えております。

○議長（秀村長利）

7番 土居幸則議員。

○7番（土居幸則）

それでは、炭都ビル跡地の利活用についてですが、この場所は飯塚駅の正面に当たり、駅利用者にとっては一番目につき、印象に残る場所になるかと思いますが、その後、この跡地の利活用について、何か具体的な進展があればお知らせください。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

炭都ビル跡地を含めた飯塚駅前広場敷地につきましては、新たな駅前広場を整備すべく、今年度に基本設計が完了する見込みで、令和5年度に実施設計を予定しております。その設計により、

まずは駅前広場として必要な敷地を確保し、残地は地域活性化に資する民間活用に使いたいと考えておりますが、駅前広場整備工事の際に、資材置場や現場事務所の用地として一時的な利用が考えられることから、引き続き、駅前広場整備後を視野に入れた上で、にぎわいにつながる有効活用について検討してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

7番 土居幸則議員。

○7番（土居幸則）

今回の整備計画において、様々な事業が実施、計画されていることが分かりました。明治・大正・昭和の時代から平成・令和へと大きく時は流れ、文化や経済、そして価値観までもが激変した現代、その時代、そしてそのときの人々の暮らし向きに合った生活環境をつくる上では、スクラップ・アンド・ビルドは不可欠ですが、古き良き時代の伝統や土地柄といったものはいつまでも大切にしたいと思っております。そこで、今回の事業が完了することによって、周辺の既存施設や住環境に与える影響について、どのように考えていますか。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

自由通路・駅舎・駅前広場の整備、歩道の整備により、飯塚駅を含む地区内道路のバリアフリー化、回遊性・利便性及び安全性の向上に資するものと考えております。さらには効果として、飯塚駅東西のアクセスが強化され、駅東西の一体整備による活性化及びにぎわいの創出につながるものと考えております。

○議長（秀村長利）

7番 土居幸則議員。

○7番（土居幸則）

明治後期から昭和初期にかけて石炭産業が盛んであった時代には、筑豊地域の中心、飯塚の玄関口として繁栄したとのことですし、当時の小学校の児童数は1千人を超える数だったと記憶しております。もう一度かつてのにぎわいが戻ってほしいものですね。

それでは、整備事業完了による効果は、どのように考えていますか。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

先ほど申しました事業自体の効果に加え、飯塚駅周辺地区の整備、ゆめタウンの開業との相乗効果によって、民間活力による開発の促進が期待できると考えております。

○議長（秀村長利）

7番 土居幸則議員。

○7番（土居幸則）

広範囲な計画及び事業ですので、全ての事業が完了するには多くの時間がかかると思いますが、整備計画における各事業のスケジュールについて教えてください。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

冒頭でもお答えいたしました7つの事業スケジュールについて、ご説明させていただきます。まず、1つ目の旧卸売市場周辺道路整備事業につきましては、歩道の新設を伴う道路改良となりますが、令和5年7月に完了する予定となっております。2つ目の西町天道線道路改良事業と、3つ目の菰田堀池公園整備事業につきましては、令和5年3月末までに完了する予定となっております。

ります。4つ目の旧菰田保育所を含む菰田西公園整備事業につきましては、令和6年度末に調査、設計を終え、令和7年度末までに整備工事を完了させる予定となっております。5つ目の自由通路・駅舎を含む飯塚駅前広場整備事業につきましては、本年度中に基本設計、令和5年度に実施設計を行い、令和6年度から令和8年度までの3か年で整備を予定しております。6つ目の桜ヶ丘踏切改良事業につきましては、踏切内の安全な通行を確保するための改良工事となりますが、令和5年度に実施設計を行い、令和6年度末までに工事を完成させる予定となっております。最後に、7つ目の城ヶ崎踏切改良事業につきましては、現在、当初予算に事業費を計上中でございますが、令和5年度に測量設計を実施し、JR九州との協議や補助事業としての手続を経て、本計画の最終年度である令和8年度までの完了を目指してまいります。

○議長（秀村長利）

7番 土居幸則議員。

○7番（土居幸則）

この菰田堀池地区は、インフラの整備・拡充により、今後ますます発展する可能性を秘めていると思います。このようにハード面での機能充実とともに、我々市民がソフト面で人間性を高め、その人柄が本市、飯塚市の大きな財産となるよう行政と市民、力を合わせて、まちづくりに貢献できるよう努めたいと思いますので、よろしくお願いします。これで飯塚駅周辺地区整備事業についての質問は終わらせていただきます。

それでは、2つ目の「サッカーグラウンドの整備について」、お尋ねします。今回はサッカーグラウンドについてご質問させていただきます。昨年、2022年はサッカーワールドカップカタール大会で、日本代表チームが予選の1次リーグで優勝経験のあるドイツとスペインを破り、E組首位で2大会連続となる決勝トーナメント進出を果たしました。本戦では、残念ながら悲願のベスト8入りは今回も叶いませんでしたが、日本中を熱狂させる活躍ぶりに興奮と感動を覚えました。ところで、地元、ここ飯塚市では、飯塚高校サッカー部が2021年度全国高等学校総合体育大会サッカー競技男子インターハイに福岡県代表として出場されました。そして、昨年、2022年は全国大会出場常連で優勝経験豊富なあの東福岡高校に、福岡県大会決勝戦にて見事勝利を収め、第101回全国高校サッカー選手権大会に初出場を決め、その勢いのまま初戦を勝利し、ベスト16という輝かしい結果を残されました。この偉業は、同校野球部が以前、甲子園出場をなされたときと変わらぬ感動を与えてくれました。コロナ禍で経済が停滞し、市民の心が塞ぎがちな中、明るい希望を与えてくれた若者の活躍だったと思います。

そこで、現在、本市における施設の状況ですが、新体育館及び卸売市場の建設に伴い、それぞれの場所にあったサッカーグラウンドが利用できなくなりましたが、その後のグラウンド整備の状況は、どのようになっていますか。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

質問議員の言われますとおり、新体育館の建設により旧陸上競技場が、そして卸売市場建設により庄内工業団地グラウンドが利用できなくなりました。そのため、旧穂波東中学校グラウンドを穂波東グラウンドとして再整備いたしております。さらに、今後、旧蓮台寺小学校グラウンドをはじめ学校跡地、市の遊休地などを対象に、グラウンドとして活用できるかを検討していきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

7番 土居幸則議員。

○7番（土居幸則）

現在は、地元のクラブチーム等が学校跡地やB&G、そして幸袋の健康の森公園、庄内の緑地

公園グラウンド等で練習や大会をされていますが、利用者層としましては、幼少のキッズから小中高校生、そして大人まで幅広く、それぞれに対応した施設整備となると、非常に多くの時間と費用がかかるかと思われます。今、ご答弁いただきましたように、既設グラウンドや遊休地の再整備で練習の場は確保できるかと思いますが、それなりの大会等を招致するには、それぞれの規格に合った施設整備が必要となりますが、その点についてはどのように考えていますか。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

サッカーグラウンド整備に当たっては、最低でも競技を行うグラウンドが約9千平米、駐車場やトイレなどの附帯施設で約3千平米が必要となります。また、大会を想定したグラウンドでは観客席や更衣室、そして駐車場も広くとる必要があり、約2万平米またはそれ以上の面積が必要になると考えられます。施設整備に当たっては、その目的と対象を整理した上で、施設規模や整備内容を決定する必要がありますので、今後、適地を含め検討していきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

7番 土居幸則議員。

○7番（土居幸則）

施設整備については、地元のサッカー協会や各種団体等から要望や意見などがあるかと思いますが、その辺りはいかがですか。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

サッカー協会とは定期的に意見交換を行っております。その際、土のグラウンドではなく、人工芝での整備を望まれております。また、大会開催が容易となるよう2面以上を確保できないか。2面が難しいのであれば、既存のサッカーグラウンドに近接した場所に整備ができないかということ要望されております。

○議長（秀村長利）

7番 土居幸則議員。

○7番（土居幸則）

人工芝の品質は以前と比べて大きく改良され、これまでデメリットとして指摘されていたけがの心配や、スライディングした際のやけどの問題は大きく改善されています。人工芝の導入については、どのように考えておられますか。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

サッカーグラウンドは、大きく分けて土、天然芝、人工芝の3種類に分けられます。それぞれにメリット、デメリットがありますが、Jリーグの試合を除くと、人工芝が主流となっております。人工芝の場合、メリットは天候や季節に左右されにくく安定した状態が保たれること。管理費が少なくランニングコストが抑えられること。天然芝のように利用制限がなく、施設を有効に使えることが挙げられます。一方でデメリットは、十数年に一度は芝の張り替えが必要となるため、インシヤルコストがかさむこととなりますが、総合的に考えると、サッカーグラウンドを整備するのであれば、人工芝での整備が望ましいと考えております。

○議長（秀村長利）

7番 土居幸則議員。

○7番（土居幸則）

私も、人工芝での整備が望ましいと考えております。また、人工芝の整備に加えて、これからのサッカーグラウンドに求められるポイントとしては、プレーヤーズファーストの観点が必要とサッカー関係者の方が話されていまして。昔と違って温暖化による夏の熱中症対策、そしてけが防止用の芝など、プレーヤーが気持ちよくサッカーができる環境整備が重要だと思います。また、プレーヤー以外、スタッフとともに応援する人の環境整備も必要と考えております。そのためには、先ほども申し上げましたが、夏の熱中症対策や雨対策として、屋根付きの観覧席の設置なども検討が必要と思われませんが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

大きなサッカーの大会を誘致するようなグラウンドであれば、グラウンドの機能に加えて、プレーヤーが休息を取るスペース、屋根付きの観覧席、クラブハウスも必要となります。今後、飯塚市にとってどのようなレベルのグラウンドが必要なのか、そしてそのグラウンドの目的、機能に応じた設備について、総合的な見地で検討が必要と考えております。

○議長（秀村長利）

7番 土居幸則議員。

○7番（土居幸則）

私も、グラウンド整備を検討するに当たっては、グラウンドはもちろんのこと、附属施設や駐車場の整備等も総合的に考える必要があると思います。

それでは、再度お尋ねしますが、市のサッカーグラウンド整備について、特に大会ができるサッカーグラウンドについてのお考えをお聞かせください。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

現在、本市にあるサッカー大会が開催できるサッカーグラウンドは、人工芝の県営の筑豊緑地球技場と天然芝の健康の森公園多目的グラウンドの2か所となっており、サッカー大会のニーズには応えきれていない状況だとは認識いたしております。繰り返しになりますが、サッカーグラウンドを整備する場合においては、どのような大会を想定し、どのような規模で整備するのか、また、どのような頻度で利用するのかによって、その機能や整備内容が異なりますので、十分な検討が必要と考えております。また、人工芝のグラウンド整備及びその附属施設整備には多大な費用を要しますので、場所の確保とともに財源の確保が必要と考えております。そのためには、今後、国庫補助金などの活用を含めて、場所、規模、整備内容などの検討を行っていきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

7番 土居幸則議員。

○7番（土居幸則）

市のお考えはよく分かりました。グラウンド整備に当たっては、市内各地からの交通アクセスの利便性、グラウンド本体の品質、細かく言えば芝の種類からその長さなど、また、附属施設の充実度など、求められるものは大変多くなりますが、それだけの期待とニーズがあるということですので、利用者ファーストの観点でお考えいただければと思います。

そこで、吉北にあります健康の森公園多目的広場付近には、整備可能な広い土地があると思います。この場所に人工芝で整備をすれば、現在の天然芝グラウンドと併せて、近接した場所に2面確保できることから、大会開催が容易になると思われま。この場所をはじめ、他の場所も含めて調査・検討していただき、整備を進めていただくことを要望し、質問を終えたいと思いま

す。

○議長（秀村長利）

9番 永末雄大議員に発言を許します。9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

それでは続きまして、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。今回は通告しておりますように、「汚水処理行政について」、質問させていただきます。

まず、質問を始める前に、私が市議として今年で12年目を迎えました。3期目をもうすぐ終えようとしております。思い返すと、私がもともと市議を目指したのは、いろいろありましたが、まず第一に、環境問題にしっかり取り組みたいというのが一番の理由でした。その中でも、特に河川の水質を何とかできないかということをおもひまして、挑戦したというふうな経緯がございました。ですので、今回は、汚水処理行政については、本当にしっかりとやっていきたいという思いで取り組んでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この汚水処理行政につきましては、平成26年の9月議会、それと令和元年9月議会において、同じく一般質問の場で取り上げさせていただきました。汚水処理構想についてお聞きしたかと思えます。この構想自体、河川の水質を改善することを目標として定められておるものなんですけれども、一言で汚水と言いましても、人の生活に本当に密接に関係をしておりますので、その改善には様々な課題があります。これらの課題を解決するというのは本当に簡単なことではないなということ、質問を何度か繰り返しながら感じてはおるんですけれども、ただ逆に、では絶対にこれが達成できないかという、そうとも感じてはおりません。ですので、やはりこの問題に関しましては、少しずつ、着実に改善をし続けていくということが重要ではなかろうかというふうな理解をしております。

今回は、これまでの質問の中で要望をさせていただきましたこと、の取組状況というのを確認させていただくということとともに、さらなる取組強化の要望を行っていきたく思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

先ほど申し上げましたように、汚水処理人口の普及率を向上させるために、汚水処理構想が定められています。この構想は、平成25年度を基準年としまして、令和7年度が中間目標年、令和17年度が長期目標年となっております。基準年の普及率75.9%という数字を、中間目標年には85.9%へ、長期目標年には94%にすると計画されていますが、現在のこの普及率につきまして、最新の数字を答弁いただけますでしょうか。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

汚水処理人口普及率でございますが、各種汚水処理施設がありますので、それぞれにつきまして令和3年度末時点で申しますと、行政人口12万5945人に対して、下水道処理人口は5万8951人で普及率は46.81%。合併処理浄化槽人口は4万2558人で普及率33.79%。コミュニティープラントは2292人で普及率1.82%。農業集落排水人口は432人で普及率0.34%。全体の汚水処理人口は10万4233人で普及率82.76%となっております。

○議長（秀村長利）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

令和3年度における現状におきましては、普及率は82.76%ということですが、その汚水処理構想の目標設定と比較しますと、この進捗状況というのはどの程度なんでしょうか。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

汚水処理人口普及率の令和3年度の目標値82.79%に対しまして、実績では82.76%となっておりますので、若干目標を下回っておりますが、おおむね計画どおりに進捗しているものと思われま

○議長（秀村長利）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

それでは、ここからは各種汚水処理施設について、特に公共下水道及び浄化槽についてお聞きします。まずは公共下水道についてでございますが、直近の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。以前よりその数字を確認いたしておりました整備率と水洗化率の2つについて答弁を求めます。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

公共下水道事業の進捗状況でございますが、整備率と水洗化率について、令和3年度末の状況を申し上げます。まず整備率ですが、事業計画面積1869ヘクタールに対しまして、整備された面積1569.6ヘクタールの割合は83.98%となっております。また、水洗化率ですが、下水道が整備され、接続できる人口5万8951人に対しまして、接続されてある人口5万3050人の割合は89.99%となっております。また、処理戸数で申しますと、接続できる戸数2万7292戸に対しまして、接続されてある戸数2万4560戸で、同様に89.99%となっております。

○議長（秀村長利）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

整備率と水洗化率ということですがけれども、整備率は当然御存じのとおり、事業計画がある面積に対しまして、実際、どの程度整備されているのかというふうな数値ですね。そして、水洗化率は、整備されている区域に対して、今実際、どの程度接続されているかというふうな部分を見ている数字でございますけれども、前回いただいた企業局からの答弁と比較をいたしますと、平成30年度時点の整備率が82.8%でしたので、先ほどの答弁での整備率83.98%と比較しますと、この3年間で約1.2%、整備率がアップしているということになるかと思

また、水洗化率は、平成30年度時点では88.5%でしたので、先ほどの答弁での水洗化率89.99%と比較しますと、この3年間で約1.5%、水洗化率がアップしているということになるかと思

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

未接続の主な理由といたしまして、金銭的な負担が一番の課題ではなかろうかと考えております。水洗化率向上のため、企業局では、水洗化補助金を令和3年度の倍額にするほか、水洗化支

援融資制度及び市長部局の飯塚市定住促進住宅改修補助金制度を広く周知し、活用していただくことで、水洗化にかかる費用の軽減を図っているところでございます。令和元年から3年までの間で、これらの制度の利用状況は、水洗化補助金が101件、水洗化支援融資あっせんが4件、飯塚市定住促進住宅改修補助金が654件の利用がっております。

○議長（秀村長利）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

おっしゃるように、やはり金銭的な負担というのが大きいのしかかっているのは確実だと思います。そのために、今言われましたような、補助金でありますとか、融資のあっせんでありますとか、そういったところで何とかサポートできないかというふうな政策でやられているかと思うんですけども、やはり先ほど令和元年から3年までの数字の報告をいただきましたが、融資のあっせんにつきましても4件程度ということとどまっていますので、この辺り、やはりまだまだ工夫が要るのかなと思います。ただ、やはりこの点に関しましても以前より申し上げておりますけれども、やはり金銭的な問題というのがある一方で、やはり何かしら、そこに接続できないような、その状況の問題というのもあるのかなというふうに思います。いろんな複合的な問題も絡んでいると思いますので、ぜひこの辺り、今後とも調査研究のほう、しっかりと行っていただきますようお願いいたします。

次に、整備率について伺いをいたします。整備率が83.98%ということですが、残りの16.02%というのは、これは当然に事業計画区域内であり、未着手の状況が継続するということが懸念されます。長期間整備がされていない地区の住民の置かれている状況というのはどういうものかといいますと、下水道は来っていないのに合併浄化槽に転換しようとしても、これは補助金の対象にならないというものでございます。これは言うなれば、個々人の対応の問題ではなく、行政的な問題ではないですかという指摘を、前回の一般質問の際にも行っておりました。その状況の解消に向けて、市の単独予算で補助するなり、そもそもの下水道事業計画区域を見直すなり、すべきではないかということをご提案もしてはいたしましたが、その後の対応をどうされたのか、答弁を求めます。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

議員がご指摘のとおり、現在約300ヘクタールの未着手の区域があり、近年の年間整備ペース約12ヘクタールで整備を行った場合、今の予定区域内の整備に少なくとも25年を要することが試算されました。そのため、事業計画区域内で未整備区域の状況調査を行い、土地利用状況から、農業振興地域や森林計画区域で公共下水道が不要な地区や、私道、既存の地下埋設物により整備が困難な区域、低い土地や河川堤防区域、合併浄化槽と公共下水道による整備費用等を比較し、合併浄化槽での整備が有利な区域、さらに人口集中地区であることと、本市の上位計画であります立地適正化計画における居住誘導区域以外の区域を抽出いたしまして、調査結果として281ヘクタールを除外いたしました。また、人口集中地区と居住誘導区域が重なるものの、事業計画区域外となっております区域において、施工性、経済性及び地域性を考慮し、20ヘクタールを新たに事業計画区域へ追加する見直しを行いました。これにより、事業計画区域は、既計画1869ヘクタールから261ヘクタールを除外して、1608ヘクタールに見直しを行いました。

今回の見直しにより、事業計画区域から除外された区域におきましては、浄化槽設置整備補助金を令和5年度から令和9年度の5年間の限定で、従来の補助単価の2分の1を加算して交付する予定としております。

○議長（秀村長利）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

石田企業管理者、すごく思い切った対応をされたのではなかろうかなと思います。未着手の区域が300ヘクタールある中で、しっかり状況の調査を行っていただいたということが分かりました。合併浄化槽でいくのか、下水道でいくのか、どちらがいいのかというのも比較検討して、281ヘクタールを除外したということで、プラスして、いろんな状況の変化もあるでしょうから、事業計画区域へ追加した、20ヘクタール追加をされたということですが、全体としては1869ヘクタールから1608ヘクタールに見直しをされたということで、これは本当に大きな決断ではなかろうかと思います。

それで、先ほど最後のほうの答弁でありました除外された区域において、浄化槽設置整備補助金を令和5年度から令和9年度の5年間限定で、補助単価の2分の1を加算されるというふうな答弁をされたかと思うんですけども、これはどういった理由で、これを加算されるということになったんでしょうか。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

事業計画区域内ということで、将来的に下水道の整備が見込まれる区域でありながら、長期間未整備が続き、浄化槽補助金の対象とならない状況になっております。そのため、下水道が未整備の事業計画区域は、ほかの区域に比べて、汚水処理の普及が遅れている可能性がありますので、当該地区における汚水処理の普及促進を図り、生活環境の改善を進めるために、今回、補助金の上乗せをすることといたしたものでございます。

○議長（秀村長利）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

ぜひ、こういった今まで少し整備が難しかったけれども、こういった部分で、しっかりと、期間限定でありますけれども、インセンティブを与えられて進められていくということで、汚水処理を何とかしなくてはいけないというふうな強い意思のほう伝わってまいりますので、ぜひこの制度につきましてもしっかりと周知を、せつかくの制度ですので、行っていただきたいと思っております。

本当に思い切った対応がされているかと思うんですけども、前回、私が質問の際に、これも同じく要望していたんですけども、汚水処理行政の窓口の一本化です。以前は市民が水洗化などの相談をする場合に、公共下水道については下水道課、コミュニティープラント及び合併浄化槽については環境整備課、農業集落排水については農林振興課というふうな、ばらばらの対応の状況になっておまして、いろいろと不便な点、改善点があったかと思いますが、市民サービスの向上という点で、汚水処理行政の窓口の一本化というのは、その後どうなりましたでしょうか。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

これまで、内野地区の農業集落排水施設とうぐいす台団地、颯田中央東団地のコミュニティープラントの維持管理業務や料金徴収業務のみを企業局で行っており、利用申請等の相談は本庁の各所管課で行っておりました。しかしながら、汚水処理行政の窓口を一本化し、利用者や工事業者の利便性を向上させるため、令和3年度より合併浄化槽の補助金等の業務を企業局で行うように変更をいたしております。さらに、令和4年度からは、事務委任の範囲を拡大し、さきに申し

上げました3つの処理施設に関して、利用申請相談から予算要求まで、全ての汚水処理業務を企業局で行っている状況であり、公共下水道に加えて、合併浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティプラントと、市内の汚水処理行政の窓口は、企業局で一体的に担任をいたしております。

この汚水処理行政の一本化により、本市の公共下水道以外の汚水処理状況のうち、特に合併浄化槽設置にかかる個人の費用負担の状況等も把握することができたことにより、今回の下水道事業計画区域の見直しに当たり、集合処理と個別処理の区域の設定が有効に行えるなど、今後の飯塚市の汚水処理行政を効率よく推進するための制度設計に寄与することに至ったと考えております。

○議長（秀村長利）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

市民目線ででのしっかりとした対応を行っていただきました。ありがとうございました。今、企業局長より答弁がありましたけれども、汚水処理行政の窓口の一本化が進んだことで、いろいろな意味で、その状況を、今まで共有するのが難しかった状況を共有することができたことで、下水道の事業計画区域の見直しがスムーズに進んだということでしたので、本当に組織的な改善が大きな効果をもたらしたのではなかろうかというふうに思います。この部分、加えて要望させていただくなら、今後とも、一本化によるこの効果というのをしっかりと意識していただいて、事務事業を行っていただきたいと思います。ばらばらの際には、同じ汚水処理といっても、やはり下水道は企業局、浄化槽は市長部局というふうな、大きな行政内部の見えない壁があったのではなかろうかと思います。これは、私も行政の方々とお話をしていますと、本当になかなか手ごわい壁といますか、があるんだなということ、最近認識をいたしておりますので、そういったのが、今はなくなっている状況でございますので、ぜひこの状況をしっかりと生かしていただきまして、汚水処理普及率の、もう前倒しの実現という部分まで、しっかりと検討を、この際していただけないかと思います。これは要望としてさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは次に、合併浄化槽の補助金について伺います。以前よりくみ取り便槽と単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、補助金の創設ができないかと強く要望しておりました。なぜ、この転換が必要かといいますと、くみ取り便槽と単独処理浄化槽については、トイレの排水しか処理をしておりません。つまり、お風呂や炊事、洗濯などから生じる生活雑排水に関しては、処理していないため、これはつまり、お風呂とか炊事、洗濯から生じる大量の生活雑排水がそのまま近くの河川に垂れ流しになっているというふうな状況でございます。当然この状況というのが改善されない限り、河川の水質改善など到底できません。このようなことから、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽に転換する補助金の創設を強く要望しておりましたけれども、この点につきまして、対応状況の答弁を求めます。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

専用住宅に合併浄化槽を設置する場合、循環型社会形成推進交付金を活用し、設置費用の一部を補助金として交付しております。その補助金額は5人槽で3万3千2百円、7人槽で4万1千4百円、10人槽で5万4千8百円となっております。財源としましては、国、県、市で3分の1ずつを負担しております。また、令和3年度から、くみ取り便槽及び単独浄化槽からの転換につきましては、既存の便槽撤去及び配管費用を新たに補助されるようになりました。この最新の補助金額は、既存の便槽撤去が9万円、配管費用が30万円となっており、財源としましては、国、県、市で3分の1ずつを負担しております。

○議長（秀村長利）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

この部分につきましても、しっかり対応していただきましてありがとうございます。くみ取り便槽と単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進まない原因として、一つやはりあったのが、今ある既存の便槽を撤去するということが必要ですので、その費用が捻出できないというふうな問題があるというふう聞いておりました。今回、新たにそこを援助していただける補助金があったということですので、今後、この補助金を元にどんどんと転換が進んでほしいというふう考えるわけですが、分かる範囲で構いませんので、現状の申請状況とその効果がどのようになっているのか、併せて答弁をお願いします。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

直近の3か年の実績で申しますと、5人槽、7人槽、10人槽合わせまして、令和2年度が165基で、補助金額は5802万7千円。令和3年度が186基で、そのうち、くみ取り及び単独浄化槽からの転換が24基あり、補助金額が7045万円。令和4年度は1月末現在でございますが、223件の申請があっており、そのうち、くみ取り及び単独浄化槽からの転換が46基あり、補助金額は9606万8千円の見込みとなっております。申請件数につきましては、令和2年度から令和3年度で約13%上昇しており、令和3年度から今年度で約20%の上昇が見込まれております。

○議長（秀村長利）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

その転換の部分だけ見ますと、令和3年度がくみ取り及び単独浄化槽からの転換が24基で、令和4年度1月末時点で、同じく46基ということで、ここだけ見ると、もう本当に倍増ぐらいのペースで進んでいるかと思っておりますので、ぜひ、この部分、このペースで、このペースといえますか、しっかりと、このペースを上げていっていただきたいと思っております。ちょっとこの部分で、今、お聞きしました分で、この転換の補助部分の申請件数で言いますと、申請件数が倍増して、約倍増しておるような状況なんですけれども、これは、伸びている要因については、どのように分析をされていますでしょうか。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

合併浄化槽の補助金や融資制度に合わせまして、河川などの水質改善や浄化槽の適正な管理を啓発するチラシを作成、し尿収集業者のご協力の下、転換の必要がある世帯に直接チラシを配付するように依頼をしております。申請の相談時や問合せの電話の際に、このチラシについてお聞きすることが多いため、チラシの配付について、一定の効果があっているものと考えております。なお、これまでの広報誌やホームページの掲載による画一的な周知ではなく、直接、対象者に訴えかけることができたため、効果は大きくなっているものと推察されます。

また、し尿収集業者につきましても、河川の水質保全に対する深いご理解を得た上で、積極的にアプローチをしていただいていると聞いております。

○議長（秀村長利）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

今のちょっと答弁を聞きまして、思いましたのは、この補助金を提案する際に、一つ、私の想

像といますか、懸念していたのが、事業者の方への、何でしょうね、事業に対する、ちょっとした、その事業者、今、くみ取りをされている方とかに対して、デメリットといますか、不利に働くのではなかろうかという部分を、ちょっと気にはしていたんですけど、今の答弁からしますと、かなりそういった業者さんが協力をしていただいているということかと思えますけど、その辺り、何かこう企業局として、答弁できるような範囲で構いませんので、その協力の状況といますか、そういった状況が、もし答弁いただけそうでありましたら、こういう感じで一緒にやってもらっていますみたいなどころがありましたら、教えていただけますでしょうか。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

チラシを配付するに当たりまして、し尿収集業者といろいろと協議を行っております。その中では、くみ取りから合併浄化槽に変わりますけれども、合併浄化槽に変わったとしても、維持管理業務が継続して発生しますので、その点については問題ないというふうに聞いております。その中でやはりし尿収集業者も、河川の環境改善というような面から、ぜひ協力したいということで、これまで協力をいただいているところでございます。

○議長（秀村長利）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

分かりました。しっかり、そういったことでありましたら、あまり障害といますか、想定されるような壁がなく、進んで行ける方向にあるのかなと思いますので、この辺りしっかりと、今後スピードアップしてやっていただきたいと思えます。といいましても、この部分、今後、整備を進めるに当たって、企業局としても、何かこう、こういった部分が問題になってくるのではなかろうかというふうなことを想定されている部分があるかと思うんですけど、そういった部分がありましたら、答弁いただけますか。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

合併浄化槽に転換いたしますと、生活雑排水の処理は当然ですが、トイレが水洗化され、生活環境が大きく改善されることとなります。浄化槽には、生活雑排水を全て処理する合併浄化槽と、トイレのみを処理する単独浄化槽がございます。河川の水質悪化は、家庭からの生活雑排水が主な原因となっております。単独浄化槽は、この生活雑排水を全く処理せず、河川へ直接放流しているにもかかわらず、トイレは水洗化となっているため、使用者は不便を感じにくい状況となっております。そのため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換がなかなか進みにくい状況となっております。その点につきまして、今後さらなる対策が必要になってくるものと考えております。

○議長（秀村長利）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

分かりました。この問題、ちょっと周りの方とかに聞きましても、実際に自分のところがどっちをつけているのか分からないとかいう方が結構いるのが現状かと思えます。ですので、いろいろ事業者の方とも協力しながら、そういった配付のほうとかされていると思うんですけど、そういった、ちょっとやはりそういった取組をしていただいている中でも、そういう現状が残っている、まだまだ把握されていないというふうな現状が残っているということも、ちょっとこの場でお伝えさせていただきますので、ぜひ、そういった部分までしっかりと工夫をしていただいて、今後、取組を進めていただきたいと思えます。

最後、いろいろ聞かせていただきましたけれども、いろんな部分で、すごく前向きにこの汚水処理を進めていこうというところが伝わってまいりましたし、実際にそういった改善を様々していただきました。本当にありがとうございます。

ぜひ最後、管理者のほうから、今後この部分につきまして、どのようなお気持ちで、今後どのようにされていかれようとされているのか、もしありましたら、答弁いただけますでしょうか。

○議長（秀村長利）

石田企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

質問議員からは、過去2回にわたって汚水処理行政についてのご質問をいただきまして、ご要望なり、ご提言をいただいております。先ほど局長からご答弁申し上げましたように、少しずつではありますが、議員さんからのご要望なり、ご提言が、少しずつ実現していているというふうに感じております。これは企業局の職員の熱い思いもありますし、以前、浄化槽を担当されてあった環境部門、農林部門の職員、その部署との協力、連携を図って行って、実現が少しずつできてきております。

汚水処理行政につきまして、企業局で担当しております水道事業、これは河川から主に取水して事業を行っておりますので、こちらの改善にもつながりますし、水の好循環を図っていく上で、一本化できたことは非常に大きいというふうに考えております。さらにこの水環境を改善することで、質問議員もおっしゃってありました定住化、移住化にも、僅かでも貢献できるものと考えておりますので、この汚水処理行政の進捗については、さらに励んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（秀村長利）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

最後、要望で終わります。管理者が言われるように、もう本当におっしゃるとおりだと思います。そういったところが改善されることで、より住みやすいまちにもなっていくと思いますし、やはり環境問題というのは、この世紀通じて、確実に問われてくる部分だと思いますので、飯塚市がやはりそういったことにしっかりと取り組んでいる、そういった意識をしっかりと持っているというふうな自治体というふうなアピールにもつながると思いますし、加えて言いますと、やはりこういった浄化槽の転換が進む際に、工事もそこに発生します。ですので、事業者の方にとっても環境を改善させるための事業をですね、そこで行って、それが地域経済にも波及してまいりますので、そういった環境を改善させるということを、ぜひ、地元の事業者の方にも波及させていく、そしていい循環をつくっていくというふうな、そういう流れが飯塚市全体として出ていくことを希望しております。そういったことで、しっかりと考えていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。14番 上野伸五議員に発言を許します。14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

通告に従って質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに「コンプライアンスの遵守について」お伺いをいたします。市職員から新たにコンプライアンス違反に関する申出はあっているのでしょうか。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

すみません、すみません、市職員からというのは、全——。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前 11 時 21 分 休憩

午前 11 時 21 分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。総務部長。

○総務部長（許斐博史）

市職員から申出が、コンプライアンス違反に関する申出があっているかというお答えでございますが、市全体から、市職員からということでありましたら、あっております。

○議長（秀村長利）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

コンプライアンスには、社会的ルールという意味もありますし、公平公正な職務を行うという、その見地からお伺いをさせていただきますが、副市長におかれましては、片峯市長入院後の経過について、一部の市民にご説明をされておられるようですが、その内容について、私ども議員や広く市民の皆様にもお知らせさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秀村長利）

藤江副市長。

○副市長（藤江美奈）

公表されていること以外のことを、市民に私が話したということのご質問ということで回答させていただきます。市として公表している内容以外のことを外部の方にお話ししたことはございません。私といたしましては、片峯市長がご不在の間、市政が揺るがないように、職員の方が業務に専念できるように、一致団結して務めさせていただきたいと考えております。ですので、市として公表させていただいていること以外、お話ししたことはございません。

○議長（秀村長利）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

実は、市長入院時の公表されている情報は既に御承知の複数の方から、藤江副市長自らおっしゃられたと言われておりましたが、片峯市長の一番の応援団である皆さんに関して、安心していただきたいので経過をご報告しましたという内容の話をされたというふうに、私に連絡がありました。公表されている事実についてはもう既に御存じなので、驚かれて私のほうに連絡をされることはないと思うんですが、これはこの方々が誤解をされたということでしょうか。

○議長（秀村長利）

藤江副市長。

○副市長（藤江美奈）

先ほども申し上げましたが、飯塚市として公表をさせていただいている内容以外のことを、私からお話ししたことはございません。

○議長（秀村長利）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

久世副市長も、職務代理者も同じでしょうか。

○議長（秀村長利）

市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長（久世賢治）

はい、私もございません。

○議長（秀村長利）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

分かりました。私は、病名を公表して入院をされたと、この市長の英断を心から支持しておりますし、尊敬もしておりますので、だからこそ、市民の方に誤解や戸惑いを招くような言動はあってはならないというふうに思いますので、もしそのようなお話をされてないのであれば、どうぞ誤解を解かれるようお願いをしておきます。

私たちにとって、任期中最後の定例議会である今議会です。令和5年度予算を承認すれば、その執行は新しい議会が監視機能を果たしていくこととなります。そのような4年に一度の大切な議会です。13日から始まる予算特別委員会に、3週間程度の療養を経て、市長が出席して下さるのかどうかは、大変重要なことであります。同僚議員の皆さんも同じお気持ちだと思いますし、市民の皆さんも心配されていることだろうと推察をいたします。ただ、デリケートな問題ですので、誰もが問いかけることを遠慮していました。私自身は遠慮しておりましたが、そのときに、そのようなお話を耳にしたので、お伺いをさせていただいたんですが、公表されている入院予定は3週間程度です。2月15日にたしか入院されたと思いますので、3月8日ほどでその3週間が過ぎるわけですが、万が一療養期間が延びるようであれば、復帰予定の時期も含めて、誠意ある説明が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

市長の病状につきまして、前回、記者会見並びに議会のほうへも報告をいたしましたとおりでございますが、当初の予定につきましては、令和5年2月15日から3週間程度の予定といったことで発表いたしております。以降、状況が変わったりしました際には、当然に公表させていただきたいと思っております。

○議長（秀村長利）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

よろしく願いいたします。

それでは次に、「子育て支援・若者支援について」お伺いをさせていただきます。子育てや若者支援について、その必要性、市としてどのように捉えられておられるのか、教えてください。

○議長（秀村長利）

福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

核家族化や地域のつながりの希薄化から、子育てに不安や孤立感を覚える家庭が増加するとともに、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズが年々増大するなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが非常に重要であると認識しております。本市では、飯塚市子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て世帯やその子どもたちに対して、様々な事業を行っているところでございます。また、国においては、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備するため、平成22年4月1日に、子ども・若者育成支援推進法が施行され、この法律に基づき、子ども・若者育成支援推進大綱が策定されております。

○議長（秀村長利）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

では次に、妊娠・出産から義務教育までの支援についてお伺いをしたいと思います。まず、就学前までの支援については、どのようなものがありますか。

○議長（秀村長利）

福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

妊娠・出産期においては、妊婦健診の助成や出産育児一時金の支給、マタニティ教室、両親学級を実施し、市の独自事業として、産前・産後生活支援などを行っております。加えて、令和5年2月より、出産・子育て応援事業も開始しております。これは、妊娠期から出産・子育てまでを一貫して、身近で相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体化した事業であり、面談による相談実施と、応援金の支給により、産後ケアや一時預かり、家事支援など、それぞれの必要なサービスにつなげることで、行うべき支援が確実に妊婦、子育て世帯に届くことを目的としております。

また、出産後、就学前までにおいては、赤ちゃんすくすく元気訪問などにより、乳児がいるご家庭を全戸訪問し、アウトリーチ型の育児相談等を行っております。また、市内5か所に子育て支援センターを設置し、親子が気軽に遊びに来ていただき、交流することで、孤立化を防ぐとともに、様々な相談の対応や子育て情報の発信などを行っております。保育施設については、現在市内に35か所の保育所、認定こども園があり、5つの幼稚園と合わせて就学前の子どもたちの保育、教育を行っているところです。そのほか、保護者の疾病など、一時的に家庭での養育が困難になった場合、児童を預かる子育て短期支援事業や一時預かり事業、また、子ども自身の病気の回復期に家庭で保育ができないときに利用できる病児保育事業などにより、子育て世帯への支援を行っております。

○議長（秀村長利）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

続いて、義務教育中の支援について教えてください。

○議長（秀村長利）

福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

小学校入学後は、市の独自事業として、日曜日や祝日に保護者が仕事や冠婚葬祭のため、家庭で見ることができない小学生児童を預かる休日等子育て支援事業を行っております。また、先ほど申しあげました病児保育事業につきましては、小学生まで利用できるようになっております。子育てや子ども自身からの相談については、「子どもなんでも相談」を受ける家庭児童相談室や少年相談センターが対応し、令和5年度からはヤングケアラーに特化した相談窓口の設置を予定

しております。さらに、令和4年度より、学習支援を含めた子ども食堂を開催したNPOなどに対して補助金を交付し、その支援を行っております。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

教育委員会において行っている支援についてお答えさせていただきます。まず、経済的支援として就学援助がございます。就学援助は経済的に困難な児童生徒の保護者に対し、費用の援助を行っております。対象となりますのは、給食費、学用品、通学品費、修学旅行費、校外活動費、入学準備費、医療費になります。そのほかの支援としては、放課後児童クラブがございます。放課後児童クラブは、保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後に適切な遊びの場や生活の場を提供しているところでございます。

○議長（秀村長利）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

次に、義務教育終了から就職までの支援について、飯塚市ではどのように行っておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

義務教育終了後につきましても、引き続き、少年相談センターやヤングケアラー相談窓口などでの相談支援を行ってまいります。また、県の実施事業となりますが、ひとり親世帯への支援として、高等学校等就学支援金制度や、高校生等奨学給付金制度があり、必要なご家庭には、このような制度をご紹介しているところです。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

市のほうで行っている事業で、中学校卒業後、進学する学生の支援については、私立高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、こちらは、国、公立、私立ともでございます。また、大学、こちら、国、公立、私立ともでございます。に進学する学生は、経済的支援として飯塚市奨学資金のほうがございます。この奨学資金は、返還開始となる前年度に飯塚市に在住しており、かつ、市税の滞納がなければ、当該年度の返還が免除される制度というふうになっております。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

そのほかでございますけれども、生活保護世帯等生活困窮世帯を対象とした支援では、中高生を対象に、子どもの学習と進学等支援事業として、生活支援課に教職員のOBを配置いたしまして、中高生に対し、学力向上や進路の決定、日常生活の改善等についての相談、助言、指導、情報提供を行いながら、将来のビジョンの醸成と進学や就労に関する意欲喚起を図っていく事業を行っております。

福祉部次長や教育部長が答弁しましたように、各部署での金銭的支援、相談支援等の支援策はありますものの、義務教育終了後の若者に対する全般的な支援については、市として具体的な支援策を持ち合わせておりません。このようなことから、今後このような世代に対しまして、様々な角度からの支援策について、検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（秀村長利）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

妊娠・出産期から義務教育終了後、就職まで、時期に応じた支援を行っていらっしゃることも、また、検討をしていただけるということは分かりました。総括として、飯塚市における人口政策や今後の発展に向けて、子育て支援や若者支援の重要性をどのように捉えられておられるのか、お聞かせいただけますか。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

国におきましても少子化対策は最重要施策と位置づけられる中、安心して産み育てやすいまちづくり、また、若者が定住できるまちづくりは本市にとって非常に重要な施策の一つであると認識しております。少子化が進行し、若者が減少していけば、当然人口も減少いたします。産業や雇用が縮小し、地域生活が衰退していけば、あらゆる場面において、社会制度の維持すら難しい活力の失われたまちとなる可能性もございます。そのようなことがないように、先ほども申し上げましたとおり、市でも様々な支援を行っておりますが、義務教育終了後の若者に対する包括的な支援方法など、今後も検討していく必要があるのではないかと、そのように考えております。このような福祉だけでなく、各分野からの施策も合わせることで、さらに効果を生む課題につきましては、市が一体となって取り組んでいく必要があると考えておりますので、子育て支援、若者支援につきましては、市の最も重要な課題の一つとして、全力を挙げて取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○議長（秀村長利）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

よろしく願いいたします。今後も、課題を解決していただきながら、子育て世代や若者に対するあらゆる支援充実の実現に向けて、努力をしていただくようお願いを申し上げます。

次に、「JR沿線市有地の利活用について」お伺いいたします。さきの9月議会で質問させていただきましたが、現状での進捗状況はどのようになっているのか、お知らせください。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

現在の進捗状況でございますが、市が使用しております地図情報システムの機能を改良いたしまして、システム上で市有地の把握が可能となっております。システム上での確認となりますが、駅周辺の半径1キロメートル以内での200平米以上の未利用地につきましては、約18か所、全て合わせますと約7万平米の確認ができております。

○議長（秀村長利）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

今後のスケジュールについてお知らせをお願いします。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

今後のスケジュールでございますが、現状の確認を進めまして、売却可能な未利用地につきましては、確定測量や不動産鑑定等を実施し、早くても来年度の後半にはなると思いますが、順次売却を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

よろしく申し上げます。

「颯田支所周辺の利活用について」お伺いいたします。颯田支所周辺の公共施設の跡地利用について、さきの9月議会また12月議会で質問をさせていただきましたが、現在の進捗状況、どのようになっているのか、お知らせください。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

現在の進捗状況でございますが、令和4年12月議会におきまして、跡地売却に必要な予算を議決いただきました。現在、確定測量を実施しており、今年度末に終了する予定でございます。また、旧颯田体育館等施設に係りますアスベスト調査につきましては、現在、契約に向けて準備を行っており、調査期間は令和5年9月を予定しておるところでございます。

○議長（秀村長利）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

今後のスケジュールについて教えてください。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

今後のスケジュールでございますが、まずは公共施設跡地に上水管が埋設をされております。この布設替工事を令和5年度11月頃まで行いまして、それと同時進行で、不動産鑑定や地元協議を令和5年中に行い、売却方法を決定し、令和5年度末頃には公募ができるということになると考えております。

○議長（秀村長利）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

では最後ですが、今までお聞きしてきたJR沿線や颯田支所周辺の利活用について、各々の施策が本市にどのような効果をもたらすとお考えか、お知らせください。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

JR沿線の活用につきましては、本市では、最寄り駅から大都市圏へのアクセスがよく、交通の要衝となっていることが本市の強みでありますことから、駅周辺の未利用地を売却し宅地化されることで、定住化促進につながるものと考えております。

また、颯田支所周辺の活用につきましては、当該地を地域拠点として位置づけていることや、こども園や小中一貫校まで徒歩圏内という子育てには絶好の立地であること、地域住民の当該地再生に対する期待が大きいことを考慮いたしまして、宅地化を条件とした利活用に関する具体的な提案を受けた中から、地域において最もふさわしい提案を行った事業者に売却をすることで、定住化促進を強力に後押しでき、定住化が促進され、人口が増加することによりまして、生活利便施設を誘導しやすくなり、ひいては生活環境の向上につながるものと考えております。さらに、定住化促進により、財政面におきましても、固定資産税等の税収により、今後の安定した財源の確保につながるものというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

ありがとうございます。穎田支所周辺の利活用については、長年にわたって調査、調整などを行っていただきました。本当に感謝申し上げます。退職された方々も含め、これまで携わっていただいた職員の皆さんに、本当にお礼を申し上げたいと思います。

最後になりますが、本年度で退職される職員の皆様、本当に長い間お疲れさまでした。私の活動にも様々なご助言やご指導を賜りましてありがたく思っております。退職後も飯塚市政発展のためにご尽力を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前 11時43分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。15番 田中裕二議員に発言を許します。15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、「空き家対策について」、「ハート・プラスマークについて」及び「AEDの推進について」、以上3点について質問をさせていただきます。

最初に、「空き家対策について」、質問をいたします。我が国の人口は2008年頃をピークに減少し、世帯数についても2023年以降は減少に転じる見込みであるようです。住宅ストック数約6240万戸は、総世帯約5万4千世帯よりも多く、量的には充足している状態であります。総務省の調査によりますと、国内の空き家は2018年時点で849万戸あり、住宅の総数に占める割合は13.6%に上り、このうち住居目的のない空き家は349万戸で、20年前からほぼ倍増し、2030年には470万戸まで増加する見通しであるようです。公明党のリードで制定され、2015年に全面施行された「空家対策特別措置法」により、倒壊のおそれがある空き家を自治体が特定空家と規定し、除去の代執行などが可能となりました。

しかし、空き家の除去は各地で進められているものの、今後も居住目的のない空き家が増える見通しであることを踏まえ、発生そのものを防ぐ対策の充実・強化が欠かせないとの観点から、2022年10月に設置された国交省有識者委員会が、今後の在り方を検討・議論されております。国交省有識者委員会の取りまとめのポイントとして、今回の取りまとめの柱は、発生抑制、活用促進、適正な管理・除去の促進、民間主体の活動促進、この4本柱で空き家状態となる前の段階から、有効活用や適切な管理を促すとされております。

そこでお尋ねいたします。飯塚市の空き家対策につきましては、快適な住環境の保全等を目的に行われているものと理解しておりますが、まず、本市の空き家の現状把握について、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

本市における空き家状況を把握するために、平成28年度に市内全域の公営住宅及び共同住宅を除く全ての建築物を対象に、空家等実態調査を実施いたしております。本調査は、住民基本台

帳及び水道の使用状況等により、空き家等ではないと判断した住宅等を除く、居住実態が不明な1万9450戸の建築物を対象に実施し、3486戸の空き家があるという結果となっております。この調査後、5年以上が経過しておりますことから、前回の調査データを基に今年度4月より、その後の空き家の実態把握調査といたしまして、市職員による市内12地区の居住誘導区域内の1505件を対象とした現地調査を実施しております。1月末現在の調査結果となりますが、1424件の現地調査が完了しており、所有者等による自主建て替えが行われていたものが123件、自主解体となっていたものが232件確認され、平成28年度の空家等実態調査時の空き家物件数の24.9%が利活用されている状況が分かりました。またそのほか、289件は、平成28年度の調査時においては、一時的に空き家であったと思われる、今回の調査で居住されている住宅であるとの確認をいたしました。先ほどの利活用されていた物件との合計は、644件となり、1424件のうち45.2%の空き家が解消されておりました。この調査については、年度末となります3月末までに予定しております1505件の調査を完了することとしております。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

それでは、今回の空家等実態調査の調査結果を生かした活用方法についてお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

今回の空家等実態調査で新たに109件の空き家が判明しております。その空き家物件につきましては、順次、所有者調査を行いまして、判明いたしました所有者へ利活用等の意向を記載しております建物に関するアンケート調査票の送付を行い、飯塚市空き家情報バンク登録にご意向を示されました2件の方より登録申請を行っていただき、登録物件情報として市のホームページへの掲載を行っております。このことにより適正管理につなげているところでございます。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

今年度の空家等実態調査におきまして、新たに109件の空き家が判明し、2件の方から飯塚市空き家情報バンクの登録申請があったと、このようなご答弁がございましたが、この件数が多いのか少ないのか分かりませんが、これからはしっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、市民及び所有者等から様々な空き家に関する相談・苦情等が市へあっていると思いますが、その件数はどれくらいあるのか。また、内容等について把握されているのであれば、どのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

市民の方からの空き家に関する相談、苦情の件数につきましては、年度別にお答えさせていただきますと、令和2年度は169件、令和3年度は190件、令和4年度は1月末現在で194件の相談を受け付けております。相談内容といたしましては、令和4年度でお答えしますと、194件の内訳として、草木越境・雑草の繁茂等が75件、空き家解体の相談が45件、建築資材の飛散等が42件、空き家利活用の相談が13件、そのほかの相談が19件となっております。なお、そのほかの相談の主なものとして、スズメバチなど害虫発生の相談、ごみ

の散乱等、衛生上の相談などで内容も複雑化しており、年々増加の傾向となっております。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

今のご答弁された内容につきまして確認をさせていただきます。草木越境・雑草の繁茂等が75件、また、建築資材の飛散等が42件あったと、そのようなことですが、その相談はどのような方が市に相談をされたのか。また、その対応について具体的にどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

管理がなされていない空き家では、建物及び草木、雑草について適切に管理がなされていないものが多くございます。相談に来られる方は主に空き家に隣接しております市民の方からの相談となっております。次に、対応についてですが、相談を受け付けた後、所管職員による現地調査を行い、状況確認並びに写真撮影等を実施いたします。また、所有者調査といたしまして、固定資産税情報等による調査を行い、所有者が判明し、かつ生存されている場合には、所有者に対しまして、相談内容及び現状写真を添付いたしました建物に関する相談についての通知文書を送付しております。それでも連絡等をいただけない、あるいは対処が行われていない場合には、通知文書の再送付を行っておりますが、その際には、所有者等による行動を促すことを目的に、建築資材等の落下による損害賠償事例などの資料を同封し、送付をいたしております。その後もご連絡をいただけない、また対処が行われない場合には、県内であれば判明しております自宅への訪問を行い、所有者等に直接面談を行って、助言の実施として対処を求めています。なお、固定資産税情報等において、所有者が死亡されている場合には、戸籍等の調査による相続人調査の実施をしているところでございます。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

また、今の答弁について再度確認ですが、今の答弁のような対応されても改善されない、対応していただけない空き家についてはどのようにされるのか。建材等が飛散等とすれば歩行者また通行する車両への被害、また、隣接して住宅にお住まいの方も危険な状態になると思いますが、その対応についてどのようにされるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

空き家の所有者が不明、または相続放棄等により不存在であり、管理対応を求める先がなく、その該当空き家が道路に面しており、通学路または車両の行き来が多いなど、そのまま放置すれば保安上著しく危険であると判断される場合、飯塚市空家等の適正な管理条例の第8条に基づき、緊急的な危険回避として必要最小限度の緊急安全措置を行うことができるようになっております。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

それでは次に、空き家対策の様々の取組のうち、飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金の制度がございしますが、この制度についてどのような内容のものなのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

老朽危険家屋解体撤去補助金につきましては、生活環境の保全及び安全安心、防犯防災のまちづくりの推進を図る観点より、平成24年12月7日に制定いたしました飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金交付要綱に基づき、補助対象経費の2分の1以内として50万円を上限で補助金を交付しております。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

それでは、補助金の交付要件についてはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

補助金の交付要件につきましては、本補助金が社会資本整備総合交付金の基幹事業である空き家再生等推進事業に定義されている住宅地区改良法に規定する不良住宅で、居住等をしていないことを前提に、所有権以外の権利が設定されていないことや、住居部分の面積が延床面積の2分の1以上であること等を要件といたしております。

なお、不良住宅の判定につきましては、住宅地区改良法規則に準じた不良度の判定を行っており、不良度260点を満点とし、不良度判定が100点以上となるものを不良住宅として認定して、老朽危険家屋解体撤去補助金を交付しているものでございます。なお、この調査方法につきましては、建物内部に関する評定項目はございませんので、外部からの調査、判定となっております。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

不良住宅の判定として外部より判定されているということですが、具体的に基準について、どのような設定になっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

不良度判定の基準でございますが、大きく4つの項目がございます。詳細につきましては、第1に構造一般の程度を設けており、主に基礎構造と外壁の構造について評点を設定しており、満点で45点となっております。第2に構造耐力上、主要な部分の腐朽及び破損の程度についての評定をしており、基礎、土台、柱、外壁、屋根構造の評点を設定しており、満点が175点となっております。第3に防火上、または避難上の構造の程度として、火災が生じた場合の隣接地延焼壁の有無、屋根材に可燃性材料の利用の有無についての評点を設定しており、満点が30点となっております。最後、4つ目といたしまして、排水設備として、雨どいの設置状況について、評点を10点に設定しております。これら4つの項目を併せて、満点が260点となります。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

それでは、令和4年度の事前相談件数及び申請件数についてどのようになっているのか、お尋ねいたします。また、今年度の交付実績分における不良度判定の基準での件数の内訳についても、併せてお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

まず、令和4年度の事前相談件数でございますが51件ございまして、担当職員にて現地確認を行っております。また、現地調査後、不良住宅の対象物件として本判定に至ったものが19件となっております。

不良度判定の結果を3区分に分けてご説明いたしますと、100点以上150点未満が18件、150点以上200点未満が2件、200点以上が1件でございます。なお、今年度の老朽危険家屋解体撤去補助金の申請件数は21件でございますが、前年度以前に不良住宅判定が100点以上で補助金交付対象の不良住宅となっておりますが、解体に伴う家屋の相続整理等がなされていないことなどで、今年度の申請となりました2件を含んでおります。参考ではございますが、最高点としては230点となっております。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

それでは、令和4年度の事業額及びその執行状況についてはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

令和4年度に計上しております事業予算額は1千万円となっております。この事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用しております。令和4年度の予算執行状況でございますが、令和5年2月末現在で、予算額1千万円に対しまして、21件の申請があり、執行済額は964万5千円となっております。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

それでは、今後の取組についてお尋ねいたします。空き家対策を進める上で特に力を入れていきたいと考えている取組がございましたら、ご答弁をお願いいたします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

冒頭で答弁させていただきましたが、調査後5年以上が経過しておりますことから、今年度4月より市内12地区の居住誘導区域内について現地調査を実施しており、今年度末までに調査完了となりますので、継続した取組といたしまして、令和5年度は旧飯塚地区、旧穂波地区の居住誘導区域外1301件の現地調査を実施いたします。また、令和6年度には旧筑穂地区、旧庄内地区、旧穎田地区の居住誘導区域外701件の再調査を実施することとしており、これらの調査が完了いたしますと、平成28年度の調査以降、市内全域の空き家の実態把握が完了することとなります。

また、新たな空き家を生まない取組といたしまして、福岡県空き家活用サポートセンター等との連携にて、本庁で開催いたしております空き家無料出張相談会や空き家セミナーの開催並びに市職員による市内各交流センター等での出前講座開催などを実施する予定としております。この空き家予防の出前講座による啓発活動につきましては、令和2年度より感染拡大しております新型コロナウイルスの影響でこれまで開催の難しい状況でございましたが、令和5年5月8日より

感染法上の分類が2類から5類への変更が予定されておりますことから、開催回数を増やすなど、さらなる啓発活動に力を入れてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

平成28年度の調査後の調査として、今年度4月よりその後の空き家の実態把握調査をされ、市内の居住誘導区域12地区の1505件のうち、現在調査を終えている1424件中45.2%の空き家が解消となったということには、正直予想外でございました。これまで私は、本市の空き家実態について何度か質問をしてきましたが、増加しているとの答弁がこれまでであったかと思っておりますが、減少しているとの実態確認ができたことは大きな成果であったと思います。職員の方、大変お疲れさまでございました。

また、令和5年度、令和6年度も継続調査をされるとのことですので、大変かと思いますがしっかりと調査をしていただき、本市の実態の把握に努めていただきたいと思います。

また、補助金を活用した老朽危険家屋の解体につきましては、市民の生命や財産を守ることにつながり、非常に大事なことであります。現地調査も実施されているとのことですので、的確な判断をしっかりといただき、進めていただきますようお願いいたします。

また、他自治体の取組になりますが、千葉県木更津市では、空き家予防の新たな取組の一つとして、所有者の住まいや気持ちを早いうちから整理するとともに、相続等の話題にしにくいことを家族で話し始めるきっかけにもらうため、住まいに重点を置いたエンディングノートとして、空き家の終活ノートを作成されております。今ご答弁ありました空き家無料出張相談会や空き家セミナーの開催、また市職員による市内各交流センター等による出前講座開催などを実施する予定であるということですので、この空き家終活ノートは空き家予防をテーマとしたセミナー等においても活用できると思います。このような他自治体の取組も参考にさせていただきたいと思います。

一方、国におきましては、空き家の発生抑制や活用促進に重点を置いた空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正も検討されております。今後の国の動向や本市における空き家の状況等を十分に精査していただき、空き家対策を強く推し進めていただきますように要望いたします。この質問を終わります。

次に、「ハート・プラスマークについて」、お尋ねいたします。このハート・プラスマークとはどのようなものなのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

ハート・プラスマークとは、身体障がい者のうち、身体内部に障がいのある人及び内臓疾患者を表すマークでございます。このマークは人の胸の部分にプラス記号を据えたハートマークをデザインし、身体内部を意味するハートマークに思いやりの心をプラスすることをあしらわれているもので、内部障がい者、内臓疾患者の暮らしについて考える特定非営利活動法人ハート・プラスの会という民間団体が作成しているマークでございます。

内部障がい者、内臓疾患者であることは、外観から分からないために、一般社会にこのような人々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするために作成されたものですが、障がい者の方がこれを任意に使用されるものであって、特に法的な定義や拘束力があるものではございません。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

それでは、今ご答弁ありました内部障がい、また内臓疾患は具体的にどのような状態を指すものなのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

内部障がいとは現行の身体障害認定基準で、身障手帳の交付を受けられる心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱・直腸の機能、小腸機能、H I Vによる免疫機能、肝臓機能の障がいを指します。また、ハート・プラスマークの対象には、このほか内臓疾患としまして、身体障害者手帳の交付を受けられない内臓関係の難病や自己免疫疾患などの多くの内臓機能疾患も含まれております。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

では、このマークを着用している方、着用という言い方でいいのかどうか分かりませんが、そのような方に対しまして、市民はどのように接すればいいのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

内部障がいをお持ちの方の中には、電車などの優先席に座りたい、障がい者用駐車スペースに止めたいといったことを希望されていることもございますが、内部障がいであることは視覚的に分からないために、このマークを着用されたり、見せられたりした場合には、積極的に席を譲っていただくなど、内部障がい者への配慮について、ご理解とご協力を賜りたいと考えております。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

それでは、このマークはどこで入手できるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

市役所本庁の社会・障がい者福祉課の窓口で、希望される方には無料でパウチカードにした物をご用意しております。また、特定非営利活動法人ハート・プラスの会のホームページからも自由にダウンロードして作成できるようになっております。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

それでは、飯塚市ではどのくらいの方がこのマークを着用されているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

実際にこのマークを窓口でお渡しした方はおりませんが、ダウンロードしてご自分でも作成できることから、具体的にその人数については把握していないのが現状でございます。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

実際に窓口でお渡しした方がいらっしやらないということでございますが、これは本当に周知が必要だと思います。どのように周知について行われているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

毎年発行しております障がい者ガイドブックの中に、障がい者のための国際シンボルマークや身体障がい者標識などと併せて、カラーでマークと説明を掲載しております。また、このガイドブックは市のホームページでも御覧いただけるようにしております。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

このマークについては、まだ一般的に認知が進んでいないことで、全国的にはいろいろなトラブルが発生しているようですが、市としてどのように周知され、また今後どのようにされるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

障がい者の自立と社会参加をするためには、ノーマライゼーションの理念の下、市民一人一人が障がい者に対する正しい理解と認識を深めることが非常に大切であると考えておりますので、このハート・プラスマークを含め、配慮が必要な障がい者を示すマークにつきましても、利用されている方々だけではなく、一般的に広く認識される必要があると考えております。

また、内部障がい者、内臓疾患者に初期妊娠者を対象に含めた見た目では分からない要配慮者を表すヘルプマークもございますので、これらを含めた障がい者に対する配慮をさせていただくために、他のシンボルマークと併せて、障がい者週間における積極的な広報と市報、市ホームページの記事掲載や、令和5年度版として作成する障がい者ガイドブック内での記事の充実をしっかりと図っていきたくと考えております。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

このマークは先ほど最初にご答弁ございましたけれども、身体内部に障がいを持つ人を表しております。身体内部を意味するハートマークに思いやりの心をプラスして、全ての人が思いやりの心を増やす、このマークがハート・プラスマークでございます。

身体内部に障がいをお持ちの方は生まれつきの人もいれば、後天的に障がいを持った方もいらっしやいます。外から見るだけでは、元気なのか、病気を持っているのか分かりにくいこともあります。例えば、バスで優先座席に座ったとすると、なぜこの人は優先座席に座っているのかと、このようなことを思われる方もいらっしやるみたいです。外見からは分かりにくいために様々な誤解を受けることがあるようでございます。身体内部に障がいがあると疲れやすく、長時間立ち続けることは困難であるようです。しかし、外見上分からないために、優先座席に座りたくても座りにくいと感じる方もいらっしやるようでございます。対象者がこのマークがあるということを知らないということもいると思いますし、どこで入手できるのかを知らないという方もあると思われま。さらに市民がこのマークを知らなければ、どのように対応するのかさえも分かりません。先ほどの答弁で、市民一人一人が障がい者に対する理解と認識を深めることが大切であると考えていると、このようなご答弁がございました。しっかりと周知に努めていただきますよう

にお願いをいたしまして、この質問を終わります。

次に、「AEDの推進について」、お尋ねいたします。昨年9月議会で、このAEDの推進について質問をさせていただきました。その際、様々な提案をさせていただきましたが、半年たっております。すぐにでも手がつけられるだろうと思われる2点についての確認をさせていただきます。その中の1つ、AEDの設置状況について、お尋ねをいたしました。その際に、8階建ての本庁で1階と2階の2か所だけというのは少な過ぎるのではないかと。来庁者が多いフロアだから、1階と2階に設置されていると思うんだけど、それならば、来庁者の多い食堂も8階にありますし、現在の台という設置台数で大丈夫なのか、ぜひ検討していただきたいと、このように要望しておりました。その後、検討はされたのか。されたのであれば、どのような結果なのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

市役所本庁舎におきましては、来庁者の多い1階と2階にAEDの設置を現在いたしております。質問議員が言われましたとおり8階には食堂がございしますが、8階が3階から7階の各階と比較して来庁者が多いという現状にないことから、現状、8階への設置については見送っておる状況でございました。

しかしながら、本庁舎につきましては、閉庁時も宿直職員が常駐しておることから、夜間や休日の緊急時に市民の方が利用できるよう、宿直業務を委託している業者に対し、AED利用に際しての対応について依頼を行っております。また、8階の食堂の運営業者に対しましても、同様の周知を行っております。

また、AEDが2台の設置で足りるのかといったご提案につきましては、一般財団法人日本救急医療財団より提出されておりますAEDの適正配置に関するガイドラインにおきましては、心停止発生から長くても5分以内にAEDによる措置が可能な場所への設置が望ましいとされております。先ほど申しましたとおりこれまで本庁舎におきましては、来庁者が多い1階及び2階に各1台を配置しておりましたが、質問議員からご指摘もありましたように、高層階においてAEDが必要な事案が発生した場合に、適切な対応、処置を可能とするため、現在2階に設置しておりますAEDについては、中層階へ移設を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

昨年9月議会の私の質問は、別に8階に設置していただきたいということを申したわけではございません。この2台で足りているのかという質問でございましたが、今の答弁で、8階が3階から7階の各階と比較して来庁者が多いという現状ではないと、これはこれで問題だろうと思えますけれども、それはそれとして、次に行かせていただきます。

AEDの使用率が少ないのは、AEDの設置数が少ないことが要因だと考えられますが、本庁舎において、心停止から5分以内にAEDによる処置が可能な場所として、2台の設置が適切かどうか疑問です。私は、各階に1台置くべきであろうと、このように思っておりますが、今後、AEDの設置を増やす必要があると思いますが、どのようなお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

全国的なAEDの使用率につきましては、令和2年度の1年間に一般市民に目撃をされた突然の心停止、2万5790件のうち、AEDの使用された事例は、1092件と僅か4.2%とな

っております。これをもってよしとはいたしません、AEDの使用率が少ない要因といたしましては、AEDの設置数そのものの不足に加え、AEDが計画的・効果的に配置されていないこと。また、AEDの設置に関する情報提供が十分でないことが指摘されております。これにつきましては、前回からの議員のご指摘にもありましておりのこととさせていただきます。このため本庁舎におきましては、今申しましたように、現在2階に設置しておりますAEDについては中層階への移設を検討するとともに、AED設置場所付近の職員への通報によって、AED設置場所付近の職員が速やかに現場にAEDを届けられるような連携体制等を整備することにより、この2台で稼働を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

次の提案をしていただきました件でございますが、本庁のエレベーター前の各フロアの案内板に自動販売機やATMなどは表示されておりますが、AED設置の表示はされておらずと、表示すべきだと思いますと、対応をお願いいたしますと、このような要望をしていただきました。その後、私が本庁に来る度に案内板を見ていますけど一向に表示がされておらずと。どのような検討されたのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

市役所本庁舎の案内板におけるAEDの設置表示につきましては、組織機構改革に伴い本年3月31日に庁舎に設置しております65か所全ての案内板の修正作業を行うことといたしております。これに併せAEDの設置表示も行う予定といたしております。

緊急時に直ちに救命措置を行えるよう職員がAEDの設置場所を把握していくことは、議員が言われますとおり重要なこととさせていただきますので、本庁舎においてAEDを設置している箇所につきましては、表示板の提示と併せまして、職員への周知徹底を図ってまいることとしております。

○議長（秀村長利）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

最初に言いましたように、前回質問してから半年がたっております。今の答弁では、今月3月31日に案内板の修正作業を行うときに併せてAEDの設置表示を予定しているということとさせていただきますが、この半年間に緊急措置としてシールなどで対応することもできた、このように思っております。半年間何もせずにそのままの状態です。前回も述べましたように、やはり意識が低過ぎると思えてならないのです。助けられる命は、助けられるような取組を強く要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（秀村長利）

本日は議事の都合により一般質問をこれにて打ち切り、3月6日に一般質問をしたいと思しますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1時39分 散会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 26名 )

1番	秀村長利	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	18番	吉田健一
4番	奥山亮一	19番	田中博文
5番	金子加代	20番	鯉川信二
6番	兼本芳雄	21番	城丸秀高
7番	土居幸則	22番	松延隆俊
8番	川上直喜	23番	守光博正
9番	永末雄大	24番	瀬戸光
10番	深町善文	25番	古本俊克
11番	田中武春	26番	佐藤清和
12番	江口徹	27番	道祖満
14番	上野伸五	28番	平山悟

( 欠席議員 2名 )

13番	小幡俊之
17番	福永隆一

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 太田 智広

議事調査係長 淵上 憲隆

書 記 安藤 良

議事総務係長 今住 武史

書 記 生山 真希

書 記 宮山 哲明

◎ 説明のため出席した者

市長職務代理者 久世 賢治  
副市長

福祉部次長 長尾 恵美子

副市長 藤江 美奈

都市建設部次長 臼井 耕治

教育長 武井 政一

都市建設部次長 大井 慎二

企業管理者 石田 慎二

総務部長 許斐 博史

行政経営部長 東 剛史

市民協働部長 久家 勝行

市民環境部長 福田 憲一

経済部長 兼丸 義経

福祉部長 渡部 淳二

都市建設部長 中村 洋一

教育部長 山田 哲史

企業局長 本井 淳志

公営競技事業所長 樋口 嘉文

経済政策推進室長 早野 直大